

本市の総合計画のあり方と後期基本計画の策定について（案）

1. 総合計画のあり方について

(1) -1 総合計画の役割・位置付けについて

<策定の目的>

総合計画の策定については、法的な策定義務が廃止されたものの、生駒市の将来のあり方を展望し、市民にまちづくりの中長期的なビジョンを示すとともに、総合的かつ計画的な行政運営の指針を示すため、今後もまちづくりの基本指針として必要と考えることから、引き続き策定することとする。

<計画の役割と位置付け>

従来は、「地域が目指す計画」と「行政が目指す計画」とが計画体系の中で整理されていなかったが、次期総合計画からは、計画体系を整理し、基本構想と基本計画の役割を明確化する。

基本構想は、地域を構成する市民、事業者、行政等全ての主体が共有するまちの将来ビジョンを描くとともに、その将来ビジョンを実現するためのまちづくりの指針となる地域計画と位置付ける。

基本計画は、市長が任期期間において、基本構想に描かれた将来ビジョンを実現するために、自治体経営を進める上で指針となる行政計画と位置付ける。

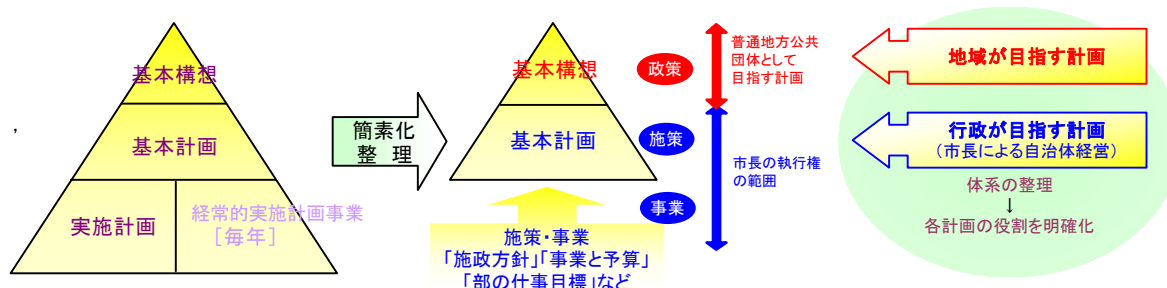
総合計画	位置付け	役割
基本構想	地域が目指す計画 (市民・事業者・行政のための計画)	市民や事業者、行政が共に作るまちづくりの指針となる計画 (市長改選の影響が少ない計画)
基本計画	行政が目指す計画 (行政のための計画)	市長が任期期間中に基本構想で目指すまちづくりを進めるために、行政が重点的に取り組む施策や実現するための工程を示した計画 (市長改選の影響がある計画)

(1) -2 総合計画の構成について

総合計画の構成は、従来の3層構造から簡素化を図り、基本構想と基本計画のみの2層構造とする。（生駒市自治基本条例における「総合計画」の定義（基本構想と基本計画を総合計画という。）に合わせる。）

実施計画については、従来から一定の事業費以上の事務事業に限定して策定してきた計画であり、全分野をカバーする総合計画の最下層を構成する計画とはなっていなかった（28分野/51分野）ことから、総合計画の構成から外すこととする。

なお、事業実施の可否を判断するために、予算査定の前裁きとして機能してきた実施計画がなくなるため、代替の制度として、新規事業等について実施の可否を判断する行政内部の仕組みを新たに作って対応することとする。



(2) -1 計画期間について

◆基本構想は、その役割を「地域が目指す計画」と位置付けたことから、市長改選による計画の変更は生じにくいものとなり、長期に目指すまちづくりの方向性を示す普遍的な計画と位置付けられることから、計画期間を従来よりも長期に設定する（10年以上）など、次期構想の策定時に再検討することとする。

◆基本計画は、その役割を「行政が目指す計画」と位置付けたことから、市長が掲げたマニフェストを計画に反映させ、計画の実効性を高めるために、計画期間（行政サイクル）を市長任期（政治サイクル）に一致させて4年毎とする。
また、次期計画を策定するに当たって、市長任期内における現計画の進捗状況を検証し、検証結果を次期計画に反映する必要があるため、3年後の目標を「計画目標」として設定し、4年後の目標は、「将来目標」として別に掲げることとする。市長改選による施策の変更が必要な場合は、この部分を変更して対応することとする。

総合計画	計画期間	次期計画の期間
基本計画	4年	後期基本計画：平成26年度～平成29年度

(2) -2 策定期間について

◆基本計画は、「行政が目指す計画」と位置付けることから、次期基本計画の策定については、市長改選時までには計画のスタイルや構成について総合計画審議会において検討し、来年の市長改選後に重点分野の設定など市長マニフェストに基づいた計画の見直しを行い、パブリックコメントの実施を経て、平成26年議会において議決を得て、計画を策定することとする。

総合計画	次期計画の策定期間
基本計画	平成24年度の検証作業終了後に、計画のスタイルや構成などを年内目途に作成。 市長改選後から具体的な計画の素案づくり。 平成26年議会で議決を得て、後期基本計画を策定。